

浜長保険センター安全だより

令和 2 年 1 月 9 日
浜長保険センター 第 3 8 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



おだやかな初春をご家族でお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年は十二支の始まり子年です。亥年で結んだ種が新たに芽生え育ち始めるそうです。こまめに新しいことにも挑戦し、良い年になりますよう心からお祈り申し上げます。



道路交通法は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止等に資することを目的としており、幼児から高齢者までの全ての国民が守らなければならない国のルールであります。
交通ルールを遵守することは事故の未然防止につながります。

問 自転車のペダルに片足を乗せ、一方の足で地面をけて自転車に乗ろうとしたとき、人と衝突し怪我をさせた。自転車の運転になるのか？

答 自転車とは、「ペダル又はハンドクランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車」と定義されています。

(道交法第2条第1項第11号の2)

また、道交法第2条第3項第2号に「二輪又は三輪の自転車を押して歩いている者は、歩行者とする。」と定められています。

したがって、片足をペダルに乗せて運行する行為は、自転車を押して歩く行為ということではできませんので、歩行者とすることはできません。

自転車の通行方法に従うこととなります。



問 道路管理者(姫路市、県土木事務所等)が設置した「通行止め」「徐行」などの道路標識を無視した場合、交通違反になるのか？

答 道路交通法違反になりません。

道路管理者が設置するものと、公安委員会が設置するものと同じ様式ですが、交通違反となる道路標識等は、公安委員会又は警察署長が設置した道路標識又は道路標示に限られます。また「道路標識等」は、標識令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)に個々に定められています。道路管理者が設置した道路標識に違反しても、道路法の違反となることであっても道路交通法の違反になりませんが、事故防止のため守りましょう。



問 駐車禁止、最高速度の指定等の道路標識等による交通規制の効力は、路側帯に及ぶか？

答 路側帯に効力は及びません。

道交法第17条第4項において、道路とは歩道(又は路側帯)と車道の区別のある道路においては、「車道」をいうとされています。道交法第22条(速度)、第45条(駐車)の規定に基づく規制の効力は、車道ではない路側帯に及ばないこととなります。

路側帯



～ あっ あぶない! スマホに危険はうつらない ～ 交通安全年間スローガンより